

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		部課等名 福祉部介護保険課	番号 2 1
許認可等の内容		介護保険料の減免	
根拠法令及び条項		介護保険法第142条	
審 査 基 準	関係条項	茅ヶ崎市介護保険条例第14条 茅ヶ崎市介護保険規則第16条	
	基準 (未設定の場合は その理由)	茅ヶ崎市介護保険料減免取扱要領および東日本大震災に伴う茅ヶ崎市介護保険料の減免の取り扱いに関する要綱による。	
	参考事項		
	設定等年月日	平成13年10月1日設定（令和6年10月1日最終変更）	
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数30日（休日は含まない。）。ただし、4月から6月までの間に申請された場合は、7月31日までに処理します。	
	設定等年月日	平成13年10月1日設定（令和5年4月1日最終変更）	